

マイナンバー（社会保障・税番号）制度

「個人番号カード」 希望する方へ交付します

～平成28年1月から交付が始まります～



個人番号カードとは？

本人確認に利用できる公的身分証明書です

プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に顔写真、住所、氏名、生年月日、性別、裏面にマイナンバーが記載され、運転免許証やパスポートなどと同じ身分証明書として利用できます。また、e-Tax等の電子申請などを行う際に用いる電子証明書が搭載されています。

●個人番号カードに搭載される電子証明書（2種類の電子証明書が利用できます）

署名用の電子証明書

▷インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用します（電子申請[e-Tax]など）。
▷「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。

利用者証明用の電子証明書

▷インターネットサイト（行政・民間）等にログインなどをする際に利用します。
▷「ログインなどした者が、利用者本人であること」を証明することができます。



個人番号カードの申請方法は？

①郵送による申請

通知カードとともに送付された交付申請書（個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書）に、署名・押印し、顔写真を貼り付けて返信用封筒で郵送してください。

②スマートフォン・パソコンによるWeb申請

スマートフォンやデジタルカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードから申請用Webサイトにアクセスして、オンラインで申請することもできます。また、パソコンからも申請できます。

③市役所窓口での申請

戸籍市民室（市役所）、地域サービス室（関支所）の窓口へ来庁し、申請してください。

持ち物 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書、通知カード、本人確認書類（※3ページの**ご注意**参照）、住民基本台帳カード（お持ちの人）
※通知カード、住民基本台帳カードは返納となります。
※代理人申請の場合は、別途必要な書類がありますので、戸籍市民室へお問い合わせください。



※申請方法など詳しくは、通知カード送付時に同封されたパンフレットでご確認ください。
※個人番号カードの発行手数料（初回）は無料ですが、再交付には手数料が必要となります。
※引越し等で住所などを変更している場合は、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」での申請ができません。戸籍市民室へご連絡ください。

個人番号カードの受取方法は？

①郵送、②スマートフォン・パソコンによる Web で申請した人 ⇒ 交付場所で受け取り

交付準備ができ次第、市から交付通知書を住所に送付します。交付通知書が届きましたら、記載の交付場所で個人番号カードをお受け取りください。

持ち物 交付通知書、通知カード、本人確認書類（※下記の **ご注意** 参照）、住民基本台帳カード（お持ちの人）

※通知カード、住民基本台帳カードは返納となります。

※代理人申請の場合は、別途必要な書類がありますので、戸籍市民室へお問い合わせください。



③市役所窓口で申請した人 ⇒ 郵便による受け取り

個人番号カードを住所へ簡易書留で送付します。

ご注意

個人番号カードの申請・受取に必要な本人確認書類

次の本人確認書類〔(1)から2点または〔(1)〕(2)からそれぞれ1点ずつ〕

- (1) 運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳など、官公署から発行された顔写真付きのもの
- (2) 健康保険証、年金手帳、医療受給者証など

交付後、住所変更した場合や結婚して姓が変わった場合など、個人番号カードの情報を修正する必要があります。市役所で手続きされる際には必ずご提示ください。



住民基本台帳カードをお持ちの人へ

住民基本台帳カードの交付が、平成27年12月28日(月)に終了します

現在、住民基本台帳カードをお持ちの人は、有効期限（発行日から10年）まで引き続きご利用できます。ただし、個人番号カードの交付の際は、重複して所持することはできませんので、住民基本台帳カードは返納となります。

● 住民基本台帳カードへの電子証明書の発行が、平成27年12月22日(火)に終了します

- 住民基本台帳カードに格納されている電子証明書は、有効期限（発行日から3年）まで引き続きご利用できます。e-Taxでの確定申告などを予定しており、平成28年2月から始まる税申告までに住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限が満了する人は、個人番号カードの交付が間に合わない場合があるため、早めに住民基本台帳カードの電子証明書を更新してください。



マイナンバー制度に関する疑問などにお答えするため、内閣府がコールセンターを開設しています。

- 通知カード、個人番号カードについてなど、マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。
- 音声ガイダンスに従って、お聞きたい情報のメニューを選択してください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

☎ 0120-95-0178

▷ 午前9時30分～午後10時(平日)

▷ 午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日)

※ 年末年始(12月29日(火)～1月3日(日))を除く

※ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル(無料) ☎ 0120-0178-26

一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合(有料)

▷ マイナンバー制度に関すること ☎ 050-3816-9405

▷ 通知カード、個人番号カードに関すること ☎ 050-3818-1250

問合せ先 市民文化部戸籍市民室 (☎84-5004)